

香川県児童虐待死亡事例等検証委員会検証報告書（平成29年度発生事案）【概要】

事例の概要

平成28年8月、近隣住民からの泣き声通告を受け、A児童相談所（以下、「A児相」という。）が関わりを開始したケース。養父からの虐待が疑われ、A児相が2回の一時保護を行ったほか、B市等関係機関との連携による見守りや家庭訪問等を通じ、継続的な関わりを行っていた。平成30年1月、母子がC区へ転出した後、A児相からD児童相談所（以下、「D児相」という。）へのケース移管を行ったものの、D児相による安全確認が行えない中、3月2日、肺炎による敗血症で本児が死亡し、その後、養父及び実母が逮捕された事例である。

事例の経過

H28

- 8.25 近隣住民からの泣き声通告
- 12.25 警察からA児相への身柄付通告
- 12.26 一時保護開始

H29

- 2.1 一時保護解除
- 3.19 警察からA児相への身柄付通告
一時保護開始
- 7.30 一時保護解除
児童福祉司指導措置
- 8.31 医療機関から本児にあざがあるとのA児相への情報提供
- 9.13 医療機関から本児にあざがあるとのA児相への情報提供
- 12. 養父のみC区へ転出
- 12.28 A児相の援助方針会議で児童福祉司指導措置の解除を決定

H30

- 1.4 児童福祉司指導措置解除
継続指導

転居前の対応に関する課題及び改善策

(1) 虐待に係るリスクアセスメント

- 的確なリスクアセスメントの実施
 - ・経過や状況変化を踏まえるとともに、専門的な知見を有する者等の意見を尊重したリスクアセスメントを行うこと。
- 客観的な情報となるツールの活用及び記録の徹底
 - ・アセスメントシート等、客観的な指標となるツールを活用するとともに、記録の作成を徹底すること。
- 司法手続きに関する相談体制の整備を通じた児童相談所の対応力強化
 - ・28条申立ては、専門的な知見を踏まえて検討を行う必要があることから、児童相談所の法的対応力を強化する必要がある。

(2) 一時保護解除に係る判断

- 援助方針の決定に係る関係機関との情報共有、意見調整及び役割分担
 - ・一時保護の解除は、要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」という。）における意見調整等を行った上で判断すること。

(3) 児童福祉司指導中の指導状況

- 家族全体の関係性を捉えたアセスメントの実施
 - ・援助方針の決定にあたっては、保護者間におけるDVの可能性等、家族全体の関係性を捉えたアセスメントを行うこと。
- 加害者への指導方法の検討
 - ・加害者への直接的な指導を行うとともに、困難な場合は、28条申立てを通じた保護者指導の勧告制度の活用を検討すること。

(4) 児童福祉司指導の解除

- 今後予見される状況変化等を踏まえた援助方針の決定
 - ・転居が予定されているケースは、引継ぎが完了するまでの間、児童福祉司指導等の解除は行わず、援助を継続すること。

(5) 関係機関との情報共有及び連携のあり方

- 要保護児童ケースの援助に係る情報共有、意見調整及び役割分担の促進
 - ・要保護児童ケースの援助方針の検討にあたっては、要対協において情報共有、意見調整及び役割分担を行うこと。

事例の経過

H30

- 1.17 実母、本児、異父弟の
C区への転出届提出
B市からC区への
情報提供
- 1.29 A児相からD児相への
ケース移管事前協議
- 1.30 A児相からD児相に
事例概要を送付
D児相での緊急受理会
- 1.31 A児相からD児相への
ケース移管（D児相は
情報提供として受理）
- 2.9 D児相による家庭訪問
- 2.20 C区による小学校説明会
訪問
- 3.2 本児死亡
- 3.3 養父が傷害容疑で逮捕
- 6.6 養父、実母が保護責任者
遺棄致死容疑で逮捕

転居に伴う引継ぎに関する課題及び改善策

(1) A児相の引継ぎ状況

- 迅速かつ確かなケース移管等の実施
 - ・速やかな事前協議及び引継ぎを行うとともに、転居元児相による援助の内容、転居先児相への依頼内容等を明確に伝えること。
- 緊急性や重症度が客観的かつ簡潔に伝わる引継ぎの徹底
 - ・アセスメントシート等の提供とともに、家族全体の関係性、虐待の発生に至る背景や要因、今後の見通し等を明確に伝えること。
- 移管ケースの対面引継ぎ及び並走の実施
 - ・緊急性や重症度が高いケースは、原則、対面引継ぎを行うとともに、同行訪問等並走のあり方について検討及び協議を行うこと。

(2) D児相の引継ぎ状況

- 転居先児童相談所における再アセスメントの実施
 - ・主体的なリスクアセスメント及び援助方針の検討を行うとともに、転居元児相への確認、意見聴取等を行うこと。
- 子どもの安全確認の実施
 - ・ケース移管は、児相から児相への虐待通告を意味していることを踏まえ、受理後、48時間以内の安全確認を行うこと。

(3) 関係機関の関わりについて

- 要対協における転居ケースの引継ぎに係る情報共有、意見調整及び役割分担の促進
 - ・個別ケース検討会議の開催等を通じ、引継ぎに係る情報共有、意見調整及び役割分担を行った上で、引継ぎを行うこと。
- 児童福祉担当部署、母子保健担当部署及び児童相談所間の情報共有及び連携の促進
 - ・母子保健の視点から、家族が抱える課題等の確認及び把握を行うとともに、児童相談所、児童福祉担当部署との連携を図ること。

提言 ～児童虐待による死亡等の未然防止、再発防止に向けて～

(1) 県への提言

- 児童相談所の一層の体制強化の推進
 - ・適正な人員配置、専門職配置等、長期的な視点に基づく体制強化を推進すること。
- 児童福祉司、児童心理司等の専門性強化の推進
 - ・計画的な人材育成とともに、専門性強化に資する研修の充実等を行うこと。
- 市町の相談支援体制の強化に向けた支援の充実
 - ・体制強化に向けた支援、要対協機能の積極的な活用、援助方針の尊重を行うこと。
- 所属のない子どもの安全確認、安全確保に係る体制整備の推進
 - ・児相、市町、警察等との情報共有とともに迅速な対応に向け連携を強化すること。
- 司法、医療、教育等、他分野との連携強化
 - ・警察、検察、医療関係者、教員、保育士等との連携を強化すること。

(2) 国への要望等

- 児童相談所及び市区町村の人材育成及び体制強化に係る支援の充実
 - ・組織的な専門性確保に資する支援及び体制強化に係る財政支援の充実を図ること。
- 児童虐待対応にあたる関係機関における認識の共有促進に向けた取組みの推進
 - ・情報及び認識の共有に向け、全国統一しての活用が可能なツールを開発すること。
- 虐待対応に係る判断基準等の作成
 - ・事例分析等を通じ、家族再統合の適否等の判断に係る基準を作成すること。
- 全国での活用が可能な情報共有システムの構築
 - ・全国の児童相談所、市区町村間の活用が可能な情報共有システムを構築すること。
- 児童相談所の業務のあり方に係る見直しの検討及び推進
 - ・介入と支援の役割分担及び機能分化の推進に向け、法制度等の整備を行うこと。